

## 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社優栄土木	代表者氏名	代表取締役 朝日 優
主たる営業所の所在地	富士宮市北山 5369 番地の 5		
許可番号	静岡県知事許可 (般-03) 第 28670 号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、舗装工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 7 月 13 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項本文 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち、民間工事であって補助金等の交付を受けていないもの			
※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいい、「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 停止を命じる期間			
令和 4 年 7 月 28 日から令和 4 年 7 月 30 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
有限会社優栄土木の元役員は、産業廃棄物であるタイヤ 6 本合計約 36 kg を、富士宮市北山字堀ノ内の畑で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき罰金 30 万円の有罪判決を受け、その刑が確定した。			
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	代表取締役に対して、令和 4 年 7 月 28 日から令和 4 年 7 月 30 日までの 3 日間、建設業法第 29 条の 4 に基づく営業禁止命令を行った。		